

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鯉ヶ沢町長 平田 衛

市町村名 (市町村コード)	鯉ヶ沢町 (02321)
地域名 (地域内農業集落名)	鳴沢・鯉舞地区 (北浮田、南浮田、湯舟、小屋敷、建石、西建石、山田野、淀町、新町、田中町、岩谷、新田、本町、林町、坂本、上野、館、小夜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻＋果樹(りんご)、または水稻＋野菜(すいか、メロン、ながいも等)が主体となっている農業地帯である。転作作物は大豆・小麦となっており、中心経営体に農地の集積が図られているが、転作田が点在しており作業効率が悪い。
また果樹や野菜については、高齢化の進行や猿、熊等の鳥獣被害が多いことから経営が縮小傾向にある。
(地区内の販売農家数:222戸)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の農地利用は、人・農地プランに位置付けられている129経営体(認農、認農法、認就、到達)が担うほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。また、水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担の増加が懸念されることから、地域の共同活動を通じた優良農地その他資源の適切な保全を推進しながら、主食用米生産のほか転作大豆、果樹(りんご)、アスパラガス等高収益作物導入による複合化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,839.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,839.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を対象とし、農地所有者・担い手の意向を踏まえて10年後の耕作予定者を示していく。保全、管理を行う区域は今後地域で検討を深め、必要な場合は設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の出し手・受け手の意向把握と農地バンクへの貸付けの働きかけを継続して行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した既存組織による水路・農道等の維持修繕を進める。また、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、畦畔除去等の区画拡大など耕作条件を改善する事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受入れを推進し、担い手として育成していくため、県機関やJA等の支援機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策については、住民の理解の醸成を図りつつ、猟友会との連携による捕獲体制の構築や担い手の育成等に取り組む。

③作業の効率化、労働負担の軽減を図るため、農地の集約化とともにスマート農業導入の補助事業の活用を図る。

⑤農地中間管理機構などを活用した園地集積を推進するとともに、水田や原野等への新植による担い手の規模拡大を推進する。

⑦保全・管理等が必要な農地は、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用して地域ぐるみで維持していく。